

消費生活相談だより

害虫・害獣駆除サービスの
トラブルにご注意!!

ゴキブリやハチ、ネズミなどが出て慌ててネット検索し、格安料金を表示する業者に依頼したらトラブルになった、という相談が各地の消費生活センターに寄せられています。

▼相談事例

◎自宅の庭でスズメバチの巣を見つけ、ネットで駆除業者を検索した。「24時間365日対応」「見積もり無料」「参考価格700円～」と表示された業者に連絡すると、すぐに現地調査が行われた。「今なら150万円を100万円にする」「早く駆除したほうがいい」などと言われ、不安になってその場で契約した。後になって不審に思ったので解約したい。

◎庭にコウモリの糞らしいものがあり、ネットで見つけた「見積もり無料」の業者に連絡した。相見積もりを取って検討するつもりだったが、「今やらなければひどいことになる」などと言われ、強引に勧められて約130万円の契約をしてしまった。不安なので解約したい。

▼アドバイス

◎広告で「〇〇円から」と格安料金が表示されていても、その料金だけで作業ができるとは限りません。

◎緊急を要するものなのか冷静に考え、複数社から見積もりを取りましょう。

◎おかしいと思ったら、すぐに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

(参考：国民生活センター)

▼問い合わせ

①まち未来創造課 消費生活相談窓口
毎週月・水曜日
午前10時～正午、午後1時～5時
リモート相談もぜひご利用ください！
毎週火・木曜日(要予約)

☎68・2211(内線246)

②茨城県消費生活センター

平日と日曜日(日曜日は電話のみ)
午前9時～午後5時(日曜日は4時まで)

☎029・225・6445

③国民生活センター

(消費者ホットライン)

土・日曜日、祝日

午前9時～午後4時

☎188(いやや！)

※他市町村へのご相談はご遠慮ください。



老齢基礎年金の請求について

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方の老後の保障として、原則65歳から給付されます。

▼老齢基礎年金の受給要件

保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む)と保険料免除期間などを合算した資格期間が10年以上ある場合受給できます。

また、60歳までに受給資格期間を満たしていない場合は、65歳までの方から任意加入できます。

▼令和8年度の年金額

20歳から60歳になるまでの保険料を満額納めた場合年間額84万7300円
※保険料を納めていない期間がある
と、将来受け取る年金額が少なくなります。

▼請求手続き

①65歳の誕生日の約3カ月前に、日本年金機構または共済組合などから年金の請求手続きのご案内および年金請求書が事前送付されます。

・受給開始は原則65歳から
ご希望の方は、年金を受け取る年齢に応じた「繰上げ受給」や「繰下げ受給」ができます。

・繰上げ受給：60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受給できます。
ただし、年金額が減額されます。
・繰下げ受給：66歳以降に繰り下げて受給できます。なお、年金額が増額されます。

※受給時期は1度決めたら変更できません。

※詳細は、土浦年金事務所または役場保険年金課までご相談ください。

※共済組合に加入していた方は、加入していた共済組合にご相談ください。

②「年金請求書」を役場保険年金課または土浦年金事務所に提出します。
必要事項を記入し、受給開始年齢の誕生日の前日以降に提出してください。

※添付書類は配偶者の有無や年金加入状況により異なりますので、年金請求書に同封されているパンフレットや、土浦年金事務所・ねんきんダイヤルにてご確認ください。

▼年金事務所の予約について

年金事務所への来訪相談や年金請求に関する手続きには予約が必要です。
「予約受付専用電話」にて予約ください。

▼問い合わせ

・土浦年金事務所お客様相談室
(土浦市小松1・3・33ハトリビル1・2階)

☎029・825・1170

自動音声に従って【1】のあとに【2】を押してください。

・予約受付専用電話

☎0570・05・4890

・ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

・保険年金課 医療年金係
(年金加入期間が国民年金【第1号被保険者】のみの方)

☎68・2211(内線177)

知って得する農業者年金 安心で豊かな老後を

老後の備えは十分ですか？

年金は家族一人ひとりに準備することが大切です。農業経営の引退後も十分な収入を確保して安心した老後を送るためには、国民年金に上乗せした年金の受給が必要不可欠です。

▼農業者年金の加入資格者

国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方
※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

▼メリット

・途中脱退も再加入も可能です
支払いが厳しく一時停止などをした場合は、脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

・少子高齢時代に強い積立方式、確定拠出型です
保険料を支払っている方の数や年金を受



全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する週刊の農業総合専門紙です。

全国の農業委員会組織の活動、地方の農政・農業問題、経営に役立つ最新情報など、地域の身近な話題をカラーの紙面で見やすくまと

後期高齢者を対象とした無料歯科健康診査

高齢者の口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。

▼実施期間

9月1日(火)～12月31日(木)

※ただし、歯科医院の休診日は除きます。

▼対象者

茨城県の後期高齢者医療制度の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の誕生日を迎えた方。

①昭和25年4月1日～昭和26年3月31日生まれの方

②昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方

③昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生まれの方

※対象者には、8月下旬頃に案内を送付します。(長期入院・施設入所者などを除く)

▼受診回数

1年度につき1回



給している方の数の影響を受けない、安定した制度です。

・通常加入の保険料は自由に選択でき、加入後いつでも変更できます
月額2万円(35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円)から6万7000円までの間で、千円単位で自由に選択できます。
・ずっと一定の収入が確保できる終身年金です

80歳前に亡くなられた場合には、死亡一時金としてご遺族が受け取れます。

・税制面の優遇措置があるため、所得税・住民税などの節税になります

保険料全額が社会保険料控除の対象となり、将来受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。

・認定農業者など、意欲ある担い手には保険料の国庫補助があります

農業の担い手育成・支援のため、一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助が受けられます。

めてあります。

旬の食材を使用した簡単レシピや、プレゼントのコーナー、農政マンガやコラムなど、楽しめる記事も掲載されています。

【発行日】毎週金曜日

【購読料】月900円

▼申し込み・問い合わせ

利根町農業委員会事務局

☎68・2211(内線436)

▼健診内容

- ①問診
- ②歯の状態
- ③咬合状態
- ④口腔衛生の状態
- ⑤口腔乾燥の状態
- ⑥歯周組織・粘膜の状態
- ⑦口腔機能評価
- ⑧呼吸の異常
- ⑨指輪つかテスト
- ⑩反復唾液嚥下テスト
- ⑪舌・口唇機能評価(オールラルディアドキネシス)
- ⑫事後指導(セルフケアの歯ブラシ指導)など

▼受診場所

案内に同封の「実施歯科医院一覧」に記載のある歯科医院

▼受診方法

①実施歯科医院に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて予約してください。

②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日にマイナ保険証(健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード)または資格確認書など、受診券、受診票、歯ブラシを持参して受診してください。

▼問い合わせ

茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 保健事業係
☎029・309・1212